平成２５年（フ）第５３４号
東京都板橋区富士見町33―11―310
債務者　田村　一美（旧姓谷位）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３５号
東京都葛飾区鎌倉３丁目47―13―103
債務者　赤嵜　知子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６号
東京都練馬区貫井１丁目13―22―216
債務者　金子　明美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３８号
東京都中央区八丁堀２丁目４－１―004
債務者　佐藤　和史
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７号
静岡県掛川市安養寺83番地の１　センターベル105号
債務者　剣持　　肇
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第６９５９号
大阪市旭区太子橋１丁目20番19号　羽路ハイツ103
債務者　大野　唯夫（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１号
大阪市淀川区塚本２丁目12番２号　ハイツなかまつ402号、前住所大阪市西淀川区花川１丁目10番７号
債務者　小林　章三
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３号
大阪府茨木市舟木町19番20号　林泉第七ビル413号
債務者　山野内克之
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３号
熊本県八代市錦町12番地５
債務者　山﨑　敏晴
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第４１１号
埼玉県富士見市関沢２丁目21―17
債務者　畠澤　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３号
北海道帯広市西10条北５丁目３番地３
債務者　西　　雅男
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４５３１号
東京都中野区白鷺１丁目16―12―202
債務者　東　秀太郎
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１１６号
東京都杉並区西荻南４丁目24―10―204
債務者　原　　進
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１１７号
東京都杉並区西荻南４丁目24―10―204
債務者　原　麻木子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３号
静岡県袋井市鷲巣871番地の３
債務者　山本サヨ子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係